

指定訪問介護事業所・運営規程
社会福祉法人グリーンコープ ふくしサービスセンターたんぽぽ

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人グリーンコープが開設する、ふくしサービスセンターたんぽぽ指定訪問介護事業所（以下「事業所」という）が行う指定訪問介護事業（以下「指定訪問介護」という）は、高齢者が要介護状態となった場合においても、入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活全般にわたる援助を行うことにより、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、事業所の介護福祉士または介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）による適正な指定訪問介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 運営の方針は次に掲げるところによるものとする。

事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。自らその提供する指定訪問介護の質の評価をおこない、常にその改善を図る。

3 前2項のほか、指定居宅サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年大分県条例第五十五号。）、指定居宅サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十五年大分県規則第五号。）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称および所在地)

第3条 この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称 ふくしサービスセンターたんぽぽ

所在地 大分県別府市石垣西7丁目4-7

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 この事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりです。

(1) 管理者 1名(常勤・兼務)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行います。

(2) サービス提供責任者 2名以上

サービス提供責任者は次の各号に定める業務を行うものとする。

①指定訪問介護の利用の申し込みに係る調整をすること。

②利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すること。

- ③サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者等と連携を図ること
- ④訪問介護計画を作成し、訪問介護員等（サービス提供責任者を除く。以下この
において同じ）に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、
用者の状況についての情報を伝達すること。
- ⑤訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。
- ⑥訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施すること。
- ⑦訪問介護員に対する研修、技術指導等を実施すること。
- ⑧そのたサービス内容の管理について必要な業務を実施すること。

（３）訪問介護員等 ３名以上

訪問介護員は訪問介護計画に沿って訪問介護をおこないます。

（営業日及び営業時間）

第５条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- （１）営業日 月曜日から金曜日までとする。（祝日含む）ただし、８月１３日から８
月１５日、１２月２９日から１月３日を除く。
- （２）営業時間 午前９時から午後５時３０分までとする。
- （３）事業所の営業日、営業時間以外も電話等により、管理者・サービス提供責任者に連
絡が可能な体制とする。

（指定訪問介護の内容）

第６条 指定訪問介護の内容は次のとおりとする。

- （１）身体介護
- （２）生活援助

（訪問介護の利用料金）

第７条 指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問介護が法定受領サービスであるときは、その１割又は２割の額とする。

- ２ 第８条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問介護の要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、通常の事業の実施地域を越え利用者宅までの往復距離１キロメートルにつき２０円とする。
- ３ 前項の費用の支払いを受ける場合は、利用者又はその家族に対して事前に文書を示して説明し、支払いに同意する文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第８条 通常の事業の実施地域は別府市とする。

（緊急時における対応）

第９条 訪問介護員等は、現に指定訪問介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変生じた場合、その他必要なばあいは、速やかに、主治医への連絡を行う等の必要な措

置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

（苦情処理）

第10条 指定訪問介護（指定介護予防訪問介護）の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、提供した指定訪問介護に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した指定訪問介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（虐待防止に関する事項）

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

（1）虐待防止に関する責任者の選定

（2）成年後見制度の利用支援

（3）苦情解決体制の整備

（4）従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

（5）虐待防止のための対策を検討する虐待防止委員会の設置及び委員会での検討結果についての従業員への周知徹底

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

（業務継続計画の策定等）

第12条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（衛生管理等）

第13条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

（1）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(個人情報の保護)

第14条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での訪問型サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(その他運営についての留意事項)

第15条 訪問介護事業所は、訪問介護員等の資質の向上のための研修を次の通り設けるものとする。

- (1) 採用時研修採用後2か月以内
- (2) 虐待防止に関する研修年1回
- (3) 権利擁護に関する研修年1回
- (4) 認知症ケアに関する研修年1回

- 2 従業者は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 3 従業者であった者に、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。

- 4 事業所は、指定訪問介護に関する諸記録を整備し、その完結の日（当該指定訪問介護を提供した日をいう。）から最低5間は保存するものとする。

- 5 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人グリーンコープと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は平成30年4月1日から施行します。

この規定は令和6年4月1日から施行します。